

■合併に向けての手続

法定合併協議会の設置

- 設置するためには、関係する市町村の議会の議決が必要
- 合併を行うことの是非も含めて、合併後の将来ビジョン（市町村建設計画）と合併についてのあらゆる事項を正式に話し合う場所



合併協定書の調印

- 市町村建設計画と合併についてのあらゆる事項の話し合いの結果について、合併協定書としてとりまとめ、関係市町村間で調印する

合併後5～10年程度の期間について計画を定めます。



市町村合併の議決

- 合併協定書の内容に沿って、関係市町村の議会で議決
- これにより合併の内容の確定



知事への申請

- 関係市町村長の連名で、知事に合併を申請



県議会の議決と知事の決定

- 知事は、県議会の議決を経て、合併を正式決定



総務大臣への届出と総務大臣の告示

- 総務大臣の告示によって、合併の効力が発生し、新市町村が誕生

